

仕様書

1. 業務名

仙台高等専門学校広瀬キャンパス学寮給食業務委託

2. 業務期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日とする。

3. 業務場所

仙台高等専門学校広瀬キャンパス(宮城県仙台市青葉区愛子中央4丁目16番1号)

4. 業務内容

別紙「仙台高等専門学校広瀬キャンパス学生寮給食業務実施細目」による。

5. 給食対象人数

広瀬キャンパス寮生約130名(予定)

6. 業者の決定

別に定めた公募要領等及び審査基準に基づき仙台高等専門学校学寮給食業務事業者選定委員会において、契約予定者(評価点数)を決定する。また、契約金額については、その者に見積書を提出させ、その金額と本校の予定価格を比較して決定する。なお、その額が本校の予定価格を上回る場合は、次順位者に見積書を提出させる。

7. 提出すべき書類

- (1)企画提案書(様式の定めはありませんが【公募要領8の(1)~(13)]の内容を盛り込むこと。)
- (2)事業計画書(別紙様式1)
- (3)会社パンフレット又は概要(経歴、事業内容及び規模等がわかるもの)
- (4)直近3年の各会計年度における決算関係書類(決算報告書・税務申告書・勘定科目明細の写)
- (5)参考見積書(給食業務受託費の1年分の見積り額)
- (6)過去3年間における食中毒等の事故発生に関する証明書
- (7)学校給食受託実績書(委託相手方・寮生数、受託期間等のわかるもの)
- (8)食堂運営に関するマニュアル(食品衛生管理マニュアルなど)
- (9)食中毒等の事故発生時における対応策マニュアル
- (10)緊急時(例:ライフライン寸断等)における給食提供方法
- (11)国の一般競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)写し

8. その他

この仕様書に定めのない事項については、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるほか、担当者の指示によるものとする。

9. 提出すべき書類の提出場所及び本件についての問い合わせ先

住所:〒989-3128 宮城県仙台市青葉区愛子中央4丁目16番1号

担当:仙台高等専門学校管理課契約係

電話:022-391-5524

FAX:022-391-6145

E-mail:keiyaku@sendai-nct.ac.jp

別紙

仙台高等専門学校広瀬キャンパス学寮給食業務実施細目

仙台高等専門学校広瀬キャンパス学寮給食業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）第3条の規定に基づく、本校学寮の給食業務の実施については、この要項に定めるところによる。

第1条 委託契約書に基づく受託者（以下「受託者」という。）は、給食費として、1人1日当り1人1日当り朝食240円、昼食340円、夕食435円、計1,015円（うち消費税額及び地方消費税額 朝食11.43円、昼食16.19円、夕食20.71円、計48.33円）を、原則として各月の給食数に応じて月毎に受託者自ら徴収するものとする。ただし、物価、人件費の変動がはなはだしいときは、受託者は、委託者の承認を受けてその金額を変更することができる。

- 2 給食費は原則として返戻しない。ただし、帰省、学校行事、長期インターンシップ、課外活動、病気療養または停電などの理由により欠食する場合で、その3日前までに欠食する旨を願い出た者については、給食費のうち食材費（7割）については徴収しないものとする。
- 3 欠食を希望する日の3日前までに願い出がなかった場合は、願い出のあった翌日から起算し3日間は給食費を徴収出来るものとする。
- 4 月半ばで退寮する場合は、その旨を3日前までに申し出ることとし、申し出がなかった場合は、申し出のあった翌日から起算し、3日間は給食費を徴収出来るものとする。
- 5 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、売買代金に105分の5を乗じて得た額である。
- 6 1日あたりの給食費に占める食材料費としては710円を下回らないものとする。
- 7 給食費の支払は、寮生と受託者間で給食費の自動支払い（引き落とし）契約を取り交わし行うものとする。

第2条 受託者は、各四半期経過後10日以内に、当該期間の業務完了報告書（様式第1号）を委託契約書に基づく委託者に提出するものとする。

第3条 給食は、1日3食（朝、昼、夕）バイキング方式による提供とする。ただし、日曜日及び祝日の昼食は提供しないものとする。

- 2 給食日は、原則として次の閉寮期間を除く毎日とする。

区分	期間
春季	4月1日～4月2日
夏季	7月29日～8月31日
冬季	12月22日～1月4日
学年末	3月3日～3月31日

- 3 給食時間は、原則として次のとおりとする。

区分	時間
朝食	7時30分～8時30分
昼食	12時00分～13時20分
夕食	18時00分～19時30分

第4条 受託者は、献立表を1カ月単位で作成し、実施1週間前までに委託者へ提出しその承認を得るものとする。

- 2 前項の献立表を変更する場合は、速やかに委託者へ申し出て指示を受けるものとする。
- 3 献立表は、寮生一人一日当りの栄養所要量を「日本人の食事摂取基準（2010年版）（厚生労働省）」の「16歳～」の栄養所要量を準用し基準として作成するものとする。
- 4 献立及び調理等に寮生の希望を反映できるよう委託者、受託者及び寮生による食事に関する会合を隨時設けるものとする。
- 5 受託者は、委託者の検食用として調理の都度各1食を用意し、検食を受けるものとする。
- 6 委託者は、必要と認めるときは、委託者に栄養出納簿及び食品成分表の提出を求めることができるものとする。

第5条 受託者は、委託者から申し出があった場合には、学校行事、学寮行事又は課外活動等のための弁当又は特別食を寮生から徴収した給食費の範囲内で提供するものとする。また、必要に応じて、かゆ等の病人食も提供するものとする。

- 2 外国人留学生への給食の提供については、委託者の指示によるものとする。

第6条 給食数は、原則として在寮学生数分とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、欠食として取扱い、在寮学生数より減ずるものとする。

- 一 学校休業日（土曜・日曜・祝日）の期間で給食を摂らない場合。
- 二 学校行事による期間内で給食を摂らない場合。
- 三 第1条第2項に該当する場合で特に寮務主事が認めた場合。

第7条 受託者は、食堂の衛生管理について、次のことを行なうものとする。

- 一 業務従事者には三角巾、マスク、制服、靴等調理専用の清潔な服装をさせ、利用者等に不快感を与えることのないよう留意しなければならない。
- 二 業務従事者に対して、調理開始前、用便後、汚物取扱い後及び配膳前に完全な手洗いを励行させること。
- 三 食器類は、使用の都度洗浄及び殺菌を行なうこと。
- 四 食堂内は清潔に保ち、施設（テーブル、椅子、配膳台等）、器具及び容器等の衛生保持に留意すること。
- 五 給食材料及び調理食品は、鼠、昆虫、塵芥による汚染を防ぎ衛生的に保管すること。
- 六 調理、供食後の残飯は、受託者の責任の下に処理し、校内に放置しないこと。
- 七 調理後の食品は衛生的に取扱い、調理後供食するまでの時間については、短縮に努めること。
- 八 検査用として調理の都度、原材料及び調理済み食品を、-20°C以下で2週間以上保存すること。
- 2 委託者は、必要に応じ隨時給食品の量目、鮮度・安全性及び施設等の衛生状態について、必要な指示を行なうことができるものとする。

第8条 受託者は、給食業務に従事する者の身元保障、労務管理、健康管理及び衛生管理等について、学寮の運営に支障をきたさないように、万全を期さなければならない。

- 2 受託者は、給食業務に従事する者について、次のことを行なうものとする。
 - 一 現場責任者（火気取締責任者をかねる）を選定すること。
 - 二 栄養士を選定すること。
 - 三 従業員の住所、氏名、年齢を記載した名簿を校長に提出すること。また、新採用変更等があった

場合は、その旨を直ちに届け出ること。

四 受託者は、従業員の健康管理に留意し伝染病、罹病の場合はもとより、その疑いのある場合は、就業させないこと。

五 法令に基づく、従業員の健康診断、検便等を確實に実施し、その結果を委託者に報告すること。

六 法令に基づく、雇用者としての義務を履行すること。

3 受託者は、給食により利用者が食中毒等疾病を起こした場合、その責を負うものとし、完治に至るまでの療養費を負担するものとする。

第9条 食堂内はセルフサービス方式とし、次のとおり行なうものとする。

一 食事の盛り付けは、受託者が行なうものとする。但しバイキング方式による場合は皿等への盛り付けは寮生自身が行う。

二 食後の食器類の返却は、寮生が行なうものとする。

第10条 受託者は、特異な事態の発生等により給食が不可能になるおそれのあるときは、直ちに委託者と協議し、給食が可能になるよう、応急処置をとらなければならない。

第11条 受託者は、毎月1カ月間の経費報告書（様式第2号）を翌月の15日までに委託者に提出するものとする。

2 前項に定めるほか、委託者の要求があったときは、受託者は、原価計算書を委託者に提出するものとする。

第12条 委託者は、必要と認めるときは、委託した給食業務の経営内容について、隨時実地に調査を行ない、又は改善を指示することができるものとする。

第13条 受託者は、食材の仕入れ、商取引等に当り委託者の名義を使用してはならない。

第14条 受託者は、施設等を滅失又はき損したときは、直ちに委託者に報告しなければならない。

第15条 受託者は、防火、防犯その他の災害防止に常に留意し、毎日業務終了後、異常の有無を確認のうえ、守衛に報告しなければならない

第16条 この要項に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議のうえ実施するものとする。